平成２１年（フ）第５４６号
徳島市南昭和町５丁目53番地の４
債務者　三好　和夫
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４７号
徳島市北田宮２丁目14番65―203号
債務者　井津元茂輝
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４８号
徳島市北田宮２丁目14番65―203号
債務者　井津元洋子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５０号
徳島市北沖洲１丁目８番76―２号
債務者　濱口　　稔
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５４号
徳島市八万町新貝123番地―202号
債務者　川口　英子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６１号
徳島市北沖洲４丁目13番45―６号
債務者　松浦　輝和
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６２号
徳島市北沖洲４丁目13番45―６号
債務者　松浦　政美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６３号
徳島市北沖洲４丁目13番45―６号
債務者　松浦　房子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６７号
徳島県吉野川市山川町川田883番地
債務者　谷奥　敏男
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６８号
徳島県吉野川市山川町川田883番地
債務者　谷奥　美都
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７１号
徳島市春日３丁目５番９―７号
債務者　中澤　富雄
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７２号
徳島市春日３丁目５番９―７号
債務者　中澤　啓子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７６号
徳島市住吉４丁目13―16―302号、住民票上の住所徳島市中常三島町３丁目14番地の17
債務者　松内　聡一
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４号
徳島市北沖洲３丁目10番６号
債務者　早見しのぶ
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２号
佐賀県唐津市佐志中通4018番地１
債務者　宮崎　嘉仁
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第３４３号
宮崎市下北方町下郷6005番地４
債務者　圖師美代子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４７３号
宮崎市大塚町乱橋4548番地２―１
債務者　黒木千恵子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６２２号
宮崎市恒久南２丁目２番地14　ゆとり204―206号、前住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井796番地４
債務者　甲斐　直美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
宮崎地方裁判所破産係